

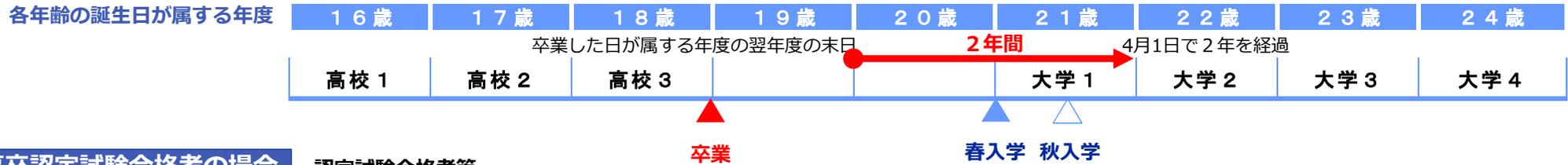
大学等に進学するまでの期間に関する要件①

【基本的な考え方】 高校等の卒業から大学等への入学までの期間により、選考対象者か否かの判定を行う。

(入学年度 = 予約採用の申請年度 + 1)

高校等の卒業者の場合

(始) 高等学校等を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日 から
(終) 確認大学等に入学した日 まで
の期間が2年を経過していない者



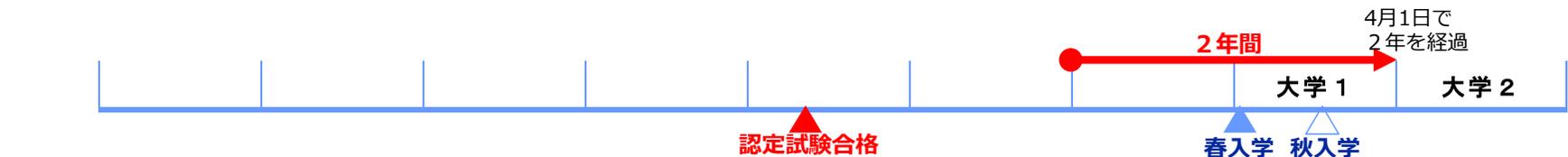
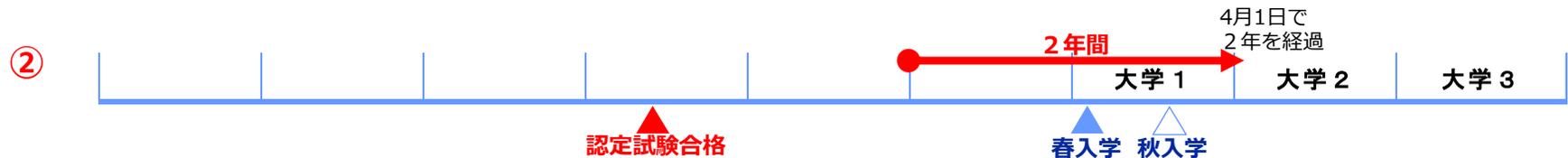
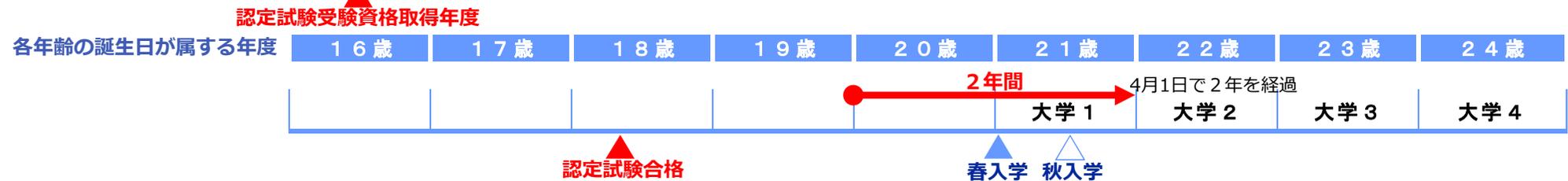
高卒認定試験合格者の場合

認定試験合格者等

① (始) 認定試験受験資格取得年度の初日 から
(終) 認定試験合格の日 まで
の期間が5年を経過していない者等

又は
5年を経過した後も引き続き学修意欲を有する者として機構が認める者

② (始) 当該認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日 から
(終) 確認大学等に入学した日 まで
の期間が2年を経過していない者



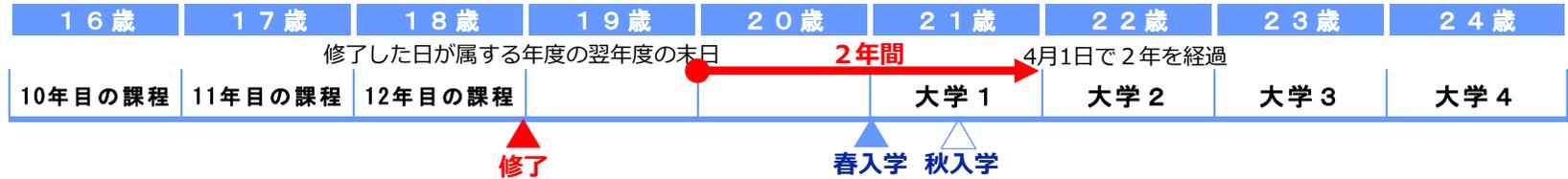
大学等に進学するまでの期間に関する要件②

海外の教育機関の修了者等の場合

学校教育法施行規則第150号第1号、第2号若しくは第4号に該当する者

(始) 学校教育法施行規則第150号第1号、第2号若しくは第4号に該当する者となった日の属する年度の翌年度の末日 から
 (終) 確認大学等に入学した日 まで
 の期間が2年を経過しない者

各年齢の誕生日が属する年度



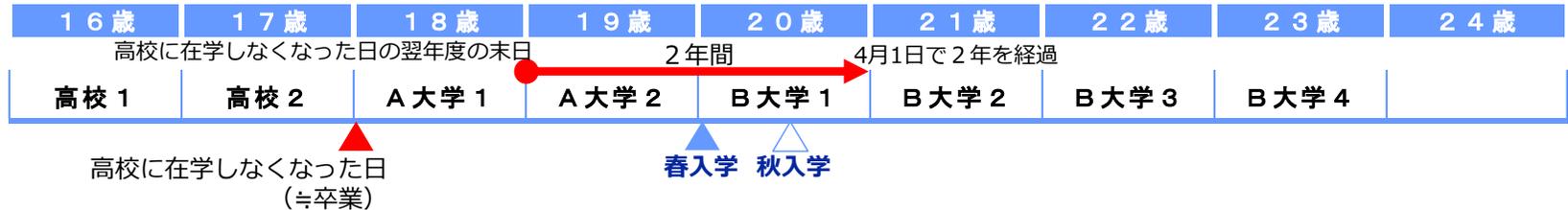
外国において、学校教育における12年の課程を修了した場合

「飛び入学者」が飛び入学先の大学を退学し、他の大学に入学する場合

学校教育法施行規則第150条第6号又は同令第183条第2号に該当する者

(始) 高等学校に在学しなくなった日の属する年度の翌年度の末日 から
 (終) 確認大学等に入学した日 まで
 の期間が2年を経過しない者

各年齢の誕生日が属する年度



個別の入学資格審査を経て入学する場合

学校教育法施行規則第150号第7号又は同令第183号第3号に該当する者

(終) 20歳に達した日の属する年度の翌年度の末日 まで
 に確認大学等に入学した者
 (20歳に達した年度の翌年度の末日を越えて入学した場合は対象外)

各年齢の誕生日が属する年度



生計維持者に係るQ&A【令和元年9月27日版】

【基本的な考え】

- Q 1 奨学金の申込において、「生計維持者」のマイナンバーを提出したり、資産額を申告したりすることが必要とのことですが、「生計維持者」とは誰のことですか。
- A 1 父母がいる場合は、原則として父母（2名）が「生計維持者」となります。
父又は母のみ（ひとり親）の場合は、原則、その人が「生計維持者」です。
これらの場合、学生本人との同居・別居の別、収入の有無・多寡は問いません。
父母ともにいない場合は、学生本人の学費や生活費を負担している人（複数いるときは主な人）1名が「生計維持者」となり、そのような人がいない場合は学生本人自身が「生計維持者」となります。
なお、これらは原則的な考え方であり、個別のケースについては、下記のとおり取扱います。

【父母ともにいる場合】

- Q 2 父は単身赴任で別居しており、学生本人は母と同居しています。「生計維持者」は誰ですか。
- A 2 父母（2名）です。
- Q 3 学生本人は父母と同居しており、父は働いていますが、母は専業主婦で無収入です。「生計維持者」は誰ですか。
- A 3 父母（2名）です。
- Q 4 学生本人は父母の住んでいる実家を離れてアパートで（又は寮などで）暮らしています。「生計維持者」は誰ですか。
- A 4 父母（2名）です。
- Q 5 両親ともに自己破産しました。「生計維持者」は誰ですか。
- A 5 父母（2名）です。

※他にも以下の事例においては、父母（2名）が「生計維持者」となります（祖父母や兄弟等は「生計維持者」に含まれません）。

- ・ 本人は父母と離れて暮らす兄と同居している
- ・ 父母は生活保護を受給しており、本人は大学に入るため世帯を分離したが、父母と同居している
- ・ 本人は父と折り合いが悪いため一人暮らしをしている

- ・ 父母は生活保護を受給しており、本人は大学に入るため世帯を分離し、父母と離れて暮らす社会人の兄と同居している 等

Q 6 父母は無職で、祖父から援助してもらっています。「生計維持者」は誰ですか。

A 6 原則、父母（2名）が「生計維持者」となります。

ただし、祖父が学生本人の未成年後見人となっている場合や、学生本人と父母とが明らかに同一生計と認められない場合（例：父母と別居し、連絡がつかないような状況）にあつては、父母ではなく、祖父が「生計維持者」となります。この場合、事実関係が確認できる書類の提出を後日求める場合があります。

Q 7 学生本人が結婚しており、父母とは戸籍も住居も分かれています。「生計維持者」は誰ですか。

A 7 別戸籍であっても、父母がいる場合は、原則、父母（2名）が「生計維持者」となります。

ただし、父母と同一生計とは認められない場合（例：実態として父母から学費や生活費の援助を一切受けず、学生本人の配偶者が学費や生活費を負担している場合であつて、学生本人が自身の配偶者の住民税の扶養控除対象となっているような場合）にあつては、父母ではなく、学生本人の配偶者（1名）が「生計維持者」となります。

Q 8 学生本人が結婚しており、学生が自身の配偶者を扶養しています。「生計維持者」は誰ですか。

A 8 納税手続きにおいて、学生本人が配偶者の扶養者となっている場合は、学生本人（1名）が「生計維持者」となります。

【父母ともにいるが、連絡が困難等の場合】

Q 9 父母は生存していますが、父は行方不明で学生本人は母と同居しています。父を「生計維持者」に含める必要がありますか。

A 9 この場合、母（1名）が「生計維持者」となります。また、父が行方不明であることが確認できる書類の提出を後日求める場合があります。

なお、奨学金の申込等の手続きにおける提出書類について、本人が未成年の場合「確認書」や「(返還) 誓約書」に親権者の署名が必要ですが、父が行方不明であるような場合、確認書及び(返還) 誓約書の親権者欄は母のみ署名し、学生本人が成人した時点で追認書を提出してください。

※追認書の様式は成人した時点で在籍している学校を通じて受け取ってください。

※他にも以下の事例においては、母（1名）が「生計維持者」となります（原則、その他の親族等は「生計維持者」には含みません）が、事実関係が確認できる書類の提出を後日求める場合があります。「確認書」及び「(返還) 誓約書」における親権

者欄の取扱いも同様です。

- ・ 本人と母は、父のDVから逃れるため父とは別居し、別生計となっている
- ・ 父は精神疾患・意識不明で意思疎通ができず、本人は母とともに生活している 等

Q 1 0 父母ともに行方不明で、祖父母と同一生計で暮らしています。「生計維持者」は祖父母（2名）でしょうか。

A 1 0 祖父母のうち、主に生計を維持している人（1名）が「生計維持者」となります。また、父母が行方不明であること等が確認できる書類の提出を後日求める場合があります。

【社会的養護が必要な者である（あった）場合】

Q 1 1 学生本人は児童養護施設で生活（「社会的養護が必要な者」に該当）しています。「生計維持者」は誰ですか。

A 1 1 父母の有無に関わらず、以下のいずれかに該当する場合は、学生本人（1名）が「生計維持者」となります。この場合、施設に入所している又は入所していた証明書の提出が必要です。（以下に該当しない場合は、「基本的な考え方」に基づいて判断されます。）

- ・ 奨学金申込日現在において、施設に入所している
- ・ 奨学金申込日現在において施設を退所しているが、高校卒業時点又は18歳になるまで施設に入所していた

なお、学生本人が未成年の場合、機構への提出書類（「確認書」及び「(返還)誓約書」）の親権者欄は施設長が記入し、成人した時点で追認書を提出してください。

※追認書の様式は成人した時点で在籍している学校を通じて受け取ってください。

※里親に養育されている（いた）人も準じた扱いとなります。

【父母が離婚又は離婚調停中の場合】

Q 1 2 父母は離婚調停中で、学生本人は母と同居しています。「生計維持者」は誰ですか。

A 1 2 「生計維持者」は原則父母（2名）ですが、父と学生本人が同一生計であると認められない場合は、母（1名）が「生計維持者」となります。この場合は、事実関係が確認できる書類の提出を後日求める場合があります。

Q 1 3 父母が離婚し、親権者は父ですが、学生本人は親権のない母と二人暮らしです。「生計維持者」は母（1名）でしょうか。

A 1 3 この場合の「生計維持者」は原則として父母（2名）となります。親権者は未成年の子に対して身分上・財産上の監督保護を行う義務がありますので、学生本人と別居していても親権者である父は「生計維持者」に含まれます。

Q 1 4 父母が離婚し、学生本人は親権者である母と二人暮らしです。父から養育費が支払われていますが、父は「生計維持者」に含まれますか。

A 1 4 養育費を支払っていても、親権を持たず学生本人と同一生計でない父は、「生計維持者」に含まれません。この場合は、母（1名）が「生計維持者」となります。

Q 1 5 父母は離婚し、学生本人は父とその再婚相手とともに生活しています。「生計維持者」は誰ですか。

A 1 5 同一生計である父とその配偶者（義母）の2名が「生計維持者」となります。養子縁組を行っていない場合も、同じく、2名が「生計維持者」に含まれます。

ただし、学生本人が義母と養子縁組を行っていない場合は、機構への提出書類（「確認書」及び「(返還) 誓約書」）の親権者欄は、父のみ署名してください。

※学生本人と同一生計である父又は母に配偶者がいる場合は、当該父又は母とその配偶者（ただし、学生本人と同一生計とは認められない場合を除く。）の2名が「生計維持者」となります。

Q 1 6 父母は離婚し、学生本人は母とその内縁の夫と3人で生活しています。「生計維持者」は誰ですか。

A 1 6 父又は母と内縁関係（事実婚）にある者について、内縁の夫又は妻と学生本人が同一生計（当該者が学生本人の学費や生活費を負担している場合や、納税時に学生本人を被扶養者に行っている場合）のときは、Q 1 5と同様に2名が「生計維持者」になります。

【父母ともに又は父母のいずれかと死別した場合】

Q 1 7 父は死亡し、学生本人は母と二人暮らしです。「生計維持者」は誰ですか。

A 1 7 母（1名）が「生計維持者」となります。

Q 1 8 父母が死亡し、学生本人は未成年後見人である祖父と、叔父夫婦とともに生活していますが、祖父は年金暮らしで、主に叔父夫婦の収入で生活は成り立っています。「生計維持者」は誰ですか。

A 1 8 原則、未成年後見人である祖父（1名）が「生計維持者」となります。ただし、例えば、未成年後見人である祖父と学生本人は明らかに別生計であって、叔父が学生の学費や生活費を主に負担しているような場合にあっては、叔父（1名）が「生計維持者」となります。

Q 1 9 父母が死亡し、成人している学生本人は、祖父と叔父夫婦とともに生活していません。祖父は年金暮らしで、主に叔父夫婦の収入で生活は成り立っています。「生計維持者」は誰ですか。

A 1 9 叔父夫婦のうち、主に生計を維持する方（1名）が「生計維持者」となります。

Q 2 0 父母も祖父母も死亡し、学生本人は未成年ですが未成年後見人が選任されていません。兄と生活していますが、兄はまだ学生で、貯金を切り崩して生活しています。「生計維持者」は誰ですか。

A 2 0 父母、祖父母ともに死亡し、兄弟姉妹がいる場合で、その親族が病気や就学等で本人を扶養するだけの資力がない場合は、学生本人（1名）が「生計維持者」となります。この場合、事実関係が確認できる書類の提出を求める場合があります。

Q 2 1 父母が死亡し、学生本人は貯金を切り崩して生活しています。祖父母や叔父・叔母はいますが、経済的余裕がないため、学生本人の学費や生活費を負担していません。「生計維持者」は誰ですか。

A 2 1 学生本人（1名）が「生計維持者」となります。この場合、事実関係が確認できる書類の提出を後日求める場合があります。

大学・専門学校等への入学前に学生又は保護者が利用可能な支援制度

(令和元年9月現在)

生活福祉資金貸付制度【教育支援資金】（都道府県社会福祉協議会）

貸付限度額	①教育支援費 ＜大学＞ 月額6万5千円以内 ＜短大等＞ 月額6万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記上限額の1.5倍まで貸付可 ②就学支度費 50万円以内
対象	低所得世帯：必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）
保証人	不要(世帯内で連帯借受人が必要)
利息	無利子
償還期限	据置期間：卒業後6か月以内 償還期限：据置期間経過後
問合せ先	お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会 (市区町村社会福祉協議会の連絡先が分からないときは都道府県社会福祉協議会にお問合せください。) 【参考】都道府県社会福祉協議会 お問合せ先一覧 https://www.shakyo.or.jp/network/kenshakyo/index.html

国の教育ローン（日本政策金融公庫）

貸付限度額	350万円以内（学生一人あたり）
対象	融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯年収による制限あり。子供の人数に応じて幅広く対応（例：子供2人の場合世帯年収が890万円以内）
利息	年1.71%（固定金利）
備考	日本学生支援機構の奨学金との併用可、受験前から申込み可。低所得世帯、ひとり親世帯、多子世帯などは金利や返済期間の優遇制度あり。
問合せ先	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html

労働金庫（ろうきん）の入学時必要資金融資

貸付限度額	入学時に進学先に支払う教育資金（入学金、授業料。進学先に納入済みのものは対象外）に対して、申込時に選択した入学時特別増額貸与奨学金の額（10万円～50万円の間に選択した金額）が限度となる。 ※申請時に選択した金額を超えての融資は行えません。
対象	日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」の採用候補者となった方
利息	年1.71%程度（固定金利） ※2019年9月19日現在
備考	・入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の生徒に貸与する。 ※予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。 ・労働金庫から受けた融資の返済は、進学後に振り込まれる入学時特別贈与貸与奨学金により一括返済する。
問合せ先	労働金庫 https://all.rokin.or.jp/

※この他、民間金融機関の教育ローン等あり。

都道府県社会福祉協議会「生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）」の概要

生活福祉資金貸付制度

低所得世帯等に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長を図り、安定した生活を送れるようにすることが目的

教育支援資金

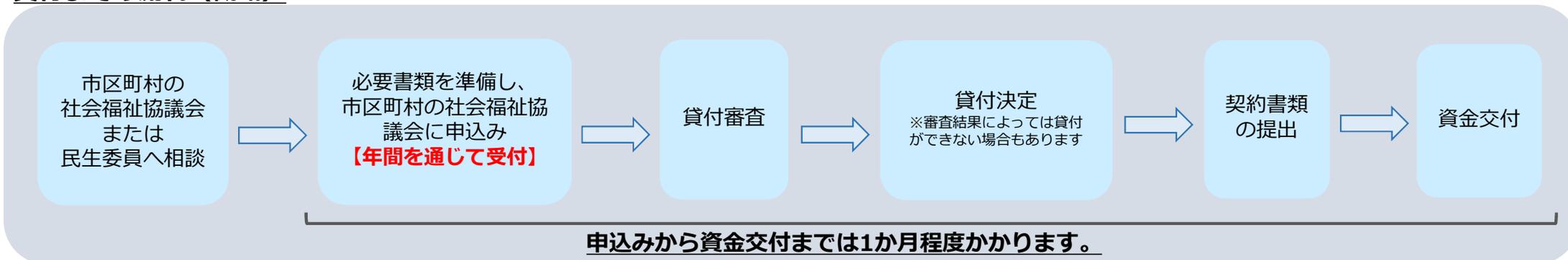
低所得世帯に属する者が大学等に就学又は入学に際して必要な経費を貸し付ける資金

教育支援資金の内容（①②併用可能）

資金の種類	貸付限度額等	対象	据置期間	償還期限	利子	保証人
①教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に <u>就学する</u> ために必要な経費	低所得世帯※	卒業後6月以内	据置期間経過後20年以内	無利子	不要 (世帯内で連帯借受人が必要)
②就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への <u>入学に際して</u> 必要な経費					

※必要な資金の融通を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）
（例：市町村民税非課税世帯もしくは生活保護基準の約2倍以内の所得である世帯等）

貸付までの流れ（概略）



問合せ先

お住まいの市区町村の社会福祉協議会

※各地の市区町村社会福祉協議会の連絡先は、都道府県・指定都市社会福祉協議会のホームページからご確認ください。

<都道府県・指定都市 社会福祉協議会のホームページ>

<https://www.shakyo.or.jp/network/kenshakyo/index.html>

日本政策金融公庫の教育一般貸付（国の教育ローン）

融資の対象となる学校

大学、短期大学、高等専門学校、専修学校 等

ご利用いただける方

融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯年収（所得）が下の表の金額以内の方

※日本学生支援機構の奨学金と併用可能

	世帯年収（所得）の上限額	
子1人	790万円（590万円）	左記の金額を超えていても、下記の【要件】にひとつでも該当すれば、世帯年収990万円（世帯所得770万円）以内まで緩和されます。
子2人	890万円（680万円）	
子3人	990万円（770万円）	

【要件】1.勤続（営業）年数が3年未満、2. 居住年数が1年未満、3. 世帯のいずれかの方が自宅外通学（予定）者、4. 借入申込人またはその配偶者が単身赴任、5. 今回のご融資が海外留学資金、6. 借入申込人の年収（所得）に占める借入金返済の負担率が30%超、7. ご親族などに「要介護（要支援）認定」を受けている方がおり、その介護に関する費用を負担、8. 大規模な災害により被災された方。

使いみち

学校納付金（入学金、授業料、施設設備費 等）受験にかかった費用、教科書代、自宅外通学に必要な住居費用 等

融資額等

融資限度額	350万円まで借入れ可能（学生一人あたり）
金利	固定金利 1.71%（令和元年9月現在） （母子家庭、父子家庭、世帯年収200万円（所得122万円）以内の方または子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円（所得346万円）以内の方は年1.31%（固定金利・保証料別））
返済期間	15年以内 （母子家庭、父子家庭、交通遺児家庭、世帯年収200万円（所得122万円）以内の方、または子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円（所得346万円）以内の方は18年以内）
申込み	受験前、合格前であっても申込みが可能 ※入学資金（入学金や受験費用など入学時の費用）として利用される方は、契約時まで合格を確認できる書類の写しの提出が必要）
入金	申込み完了から20日程度で入金 ※審査の結果、ご希望に沿えないことがあります。
返済	借入日の翌月または翌々月のご返済希望日からの開始。 在学期間中は、元金を据え置いて利息のみの支払いとすることも可能。

<問い合わせ先・資料請求先>

日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター

（ナビダイヤル） **0570-008656**

（月～金 9:00～21:00 / 土 9:00～17:00）

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

労働金庫「入学時必要資金融資」制度の概要

労働金庫の「入学時必要資金融資」制度とは

入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者の、入学前の入学金・授業料について労働金庫が融資する制度。労働金庫から受けた融資の返済は、進学後に振り込まれる入学時特別増額貸与奨学金により一括返済する。

ご利用いただける方	日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者となった方※
融資限度額	入学時に進学先に支払う教育資金（入学金、授業料。進学先に納入済みのものは対象外）に対して、申込時に選択した入学時特別増額貸与奨学金の額（10万円～50万円の間で選択した金額）が限度となる。 ※申請時に選択した金額を超えての融資は行えません
申込時期	日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者として決定後（「採用候補者決定通知」の受領後）
融資方法	奨学金振込口座として開設した本人名義の労働金庫の普通預金口座へ入金後、労働金庫から進学先に、本人名義にて直接振込み。
利率	年 1.71%程度（固定金利） ※表示の金利は、2019年9月19日現在の適用金利となります
申込手続き	労働金庫の各店舗への来店による手続き
使いみち	入学時に進学先に支払う教育資金（入学金、授業料）に限る。ただし、すでに進学先に納入済みのものは対象になりません。

主な留意点

- ① 融資のため、審査結果によっては融資できない場合がある。
- ② 申込時期が必要資金の納付期限直前の場合には、取扱いできない場合がある。
- ③ 進学先が奨学金対象校以外の場合は、融資対象外となる。
- ④ 候補者決定通知に（日本政策金融公庫の手続き必要）とある方は、労働金庫の融資申込みまでに日本政策金融公庫の手続きが必要。
- ⑤ 申込は、本人および両親（親権者）全員での来店が必要。
- ⑥ すでに入学金・授業料が納付済である場合は、融資対象外。
- ⑦ 機構の奨学金振込口座を労働金庫に指定すること。

「ご融資（入学時必要資金融資）」に関する
お問合せ・お申込みはお近くのろうきんへ
<https://all.rokin.or.jp/>

※「奨学金制度の内容」や「奨学金の申込手続」等ご融資以外に関する
ことは、ろうきんではお答えができませんので、日本学生支援機構へ
お問合せください。

日本学生支援機構 ホームページ <https://www.jasso.gp.jp/>

※入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の生徒に貸与するものです。ただし、予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。「採用候補者決定通知」にて、「国の教育ローン」の申込み手続きが必要かどうかを確認し、必要な場合は申込手続きをしてください。

家計急変時の支援に関する学生等への案内（詳細版）（案）

予期できない事由（下表該当事由）により、家計が急変した場合は、授業料等減免及び（日本学生支援機構が実施する）給付型奨学金の緊急支援を申し込むことができます。

1. 家計急変の事由と証明書類

下表の左欄に掲げる「事由」に該当し、右欄に掲げる証明書類を提出できる場合、緊急支援を申し込むことができます。

事由（※注1）	証明書類
A：生計維持者の一方（又は両方）が <u>死亡</u>	下記の <u>いずれか</u> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本（抄本） ・住民票の除票（死亡日記載）
B：生計維持者の一方（若しくは両方）又は本人が <u>事故若しくは病気</u> により、半年以上、就労が困難	・医師による診断書 <u>及び</u> <ul style="list-style-type: none"> ・（被雇用者の場合）雇用主による病気休暇（休職）等に係る証明書（※注2）
C：生計維持者の一方（若しくは両方）又は本人が <u>失職</u> （非自発的失業（※注3）の場合に限る。）	下記の <u>いずれか</u> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険受給資格者証
D：生計維持者又は本人が <u>震災、火災、風水害等に被災</u> した場合であって、次の <u>いずれかに</u> 該当 ①上記A～Cの <u>いずれかに</u> 該当 ②被災により、生計維持者の一方（若しくは両方）が生死不明若しくは行方不明又は生計維持者の一方（若しくは両方）若しくは本人が就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・罹災証明書

【注】

- (1) 本制度は、低所得世帯の学生等に限って支援の対象とするものであり、家計が急変する事由が生じたことにより、収入が減少していることが前提となります。このため、収入減少を伴わない家計支出増加の場合は、本制度の緊急支援の対象としては想定していませんが、年2回実施する定期的な申し込みや、貸与型奨学金緊急・応急採用への申込は可能です。（審査の上、要件を満たす場合はこれらの支援の対象となります。）
- (2) 下記の事由については、被災した場合(上記表中 D に該当する場合)を除いて、授業料等減免及び給付型奨学金制度における、家計急変による緊急支援の対象とはなりませんが、年2回実施する定期採用への申込や、貸与型奨学金の緊急・応急採用への申込は可能です。（審査の上、要件を満たす場合に、支援対象となります。）
- ・生計維持者の 離婚 又は 失踪
 - ・定年退職等、非自発的失業（次頁（3）参照）に該当しない離職

・雇用保険に加入していない生計維持者（会社経営者等）の離職

- (3) 雇用されている者が傷病により就労困難となった場合、傷病による休暇（休職）について、①当該休暇（休職）の期間、及び②当該期間中の給与等支給状況について記載した証明書（様式（作成中）又はこれに準ずる書面）の提出が必要です。当該証明書は雇用主に作成又は押印を依頼してください。
- (4) 「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）において、下記の離職理由コード【1A(11), 1B(12)、2A(21), 2B(22)、2C(23)、3A(31)、3B(32)、3C(33), 3D(34)】に該当する場合をいい、これに該当しないときは、授業料等減免及び給付型奨学金の緊急支援の対象とはなりません。年2回実施する定期的な申込や、貸与型奨学金の緊急・応急採用への申込は可能です。

1A(11) 解雇(3年以上更新された非正規社員で雇止め通知なしを含む)
1B(12) 天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
2A(21) 雇い止めによる解雇(期間の定めのある雇用契約(1年未満)を3年以上繰り返し、事業主側の事情によって契約満了、又は雇い止めとなったために離職したとき)
2B(22) 倒産・退職勧奨・法令違反等の正当な理由のある自己都合退職
2C(23) 期間の定めのある労働契約の期間が終了し、かつ、次の労働契約の更新がないことにより離職した者(その者が更新を希望したにもかかわらず、更新できなかった場合)
2D(24) 契約期間満了により退職(更新について、更新なしと明記があった場合等で、労働者、事業主同意のもとに計画期間満了となり退職)
2E(25) 定年退職、移籍出向
3A(31) 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3B(32) 事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
3C(33) 正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12ヵ月以上)
3D(34) 正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12ヵ月未満)
4D(40) 正当な理由のない自己都合退職
4D(45) 正当な理由のない自己都合退職(受給資格等決定前に被保険者期間が2ヵ月以上)
5E(50) 背任行為、懲戒事由に基づく被保険者の重大な責による退職
5E(55) 背任行為、懲戒事由に基づく被保険者の重大な責による退職(受給資格等決定前に被保険者期間が2ヵ月以上)

- (5) 本人の事由によるものであっても、生計維持者と同様の証明書類が必要になります。

2. 支援対象者の要件（基準）

- (1) 所得：年間所得の見込額（家計急変後の所得を基に推計）が、基準を下回ること
- (2) 資産：家計急変以外の場合と同じ（申込・届出時点で当該基準を下回ること）
- (3) 学業その他：家計急変以外の場合と同じ

3. 申込に必要な書類（提出書類）

申込時、下記の書類全てを提出する必要があります。

- ① 申請書（様式）
- ② 事由に関する証明書類（1. の表に掲げる証明書類）
- ③ マイナンバー提出書（学生本人 及び 全ての生計維持者）

※所属の学校を経由せず、学生本人から日本学生支援機構に直接送付します。

- ④ 予期できない事由（1. の表に掲げる事由）が発生した該当者の事由発生後の所得を証明する下記の書類（ただし、死亡の場合かつ生計維持者に変更がない場合、提出不要）
- ・雇用主が発行した、給与明細書（事由発生後、毎月分）
 - ※複数個所から給与を得ている場合、その全ての給与証明が必要
 - ・その他の所得がある場合、それを証明する書類
 - ※住民税の課税対象となる全ての所得を含みます。（住民税の課税対象とならない収入は申告不要です。）
- ⑤ 学生本人及び全ての生計維持者の最新の所得（課税）証明書

4. 申込・支援開始までの流れ

① 事前相談

予期できない事由（1. の表に掲げる事由）により、家計が急変した場合、その事由が発生したときから3カ月以内に（入学前に家計が急変した新入生については入学後すぐに）、所属する大学等に、「事前相談」を行ってください。この事前相談において、必要な書類や今後の手続きについて、詳しい説明を受けてください。

② 申請

予期できない事由の発生から3か月以内に（入学前年の1月以降に家計が急変した新入生は入学から2か月以内に）、3. に掲げる書類を、所属大学等に提出してください。（あわせて給付型奨学金を申し込む者については、所属大学等からまとめて、日本学生支援機構に提出されます。）

③ 審査

所属大学等及び日本学生支援機構において、提出書類等を確認の上、審査を行います。

④ 採用・支援開始

③の審査の結果を受けて、採用された者については、速やかに支援を開始します。

5. 支援中の届出（必須）

支援開始月から3カ月毎（事由発生から15カ月経過後は、事由発生翌々年10月までの間1年毎）に、下記の書類を提出する必要があります。書類の提出の遅れや不備によって、当該期間の支援が中断される場合があります。

① 家計急変現況届《給付奨学金》、継続願《授業料減免》

- ② 予期できない事由（1. の表に掲げる事由）が発生した該当者の所得を証明する下記の書類（ただし、死亡の場合は、再婚等による生計維持者の変更がない限り提出不要）
- ・雇用主が発行した、給与明細書（事由発生後、毎月分）
 - ※申込時に提出したものに追加して提出
 - ※複数個所から給与を得ている場合、その全ての給与証明が必要
 - ・その他の所得がある場合、それを証明する書類

6. 支援中の額の変更等

5. で提出された資料に基づき、3カ月毎（事由発生から15カ月経過後は、事由発生の翌々年10月までの間1年毎）に審査を行い、支援区分（第Ⅰ区分（満額支援）、第Ⅱ区分（2/3支援）、第Ⅲ区分（1/3支援））を判定します。判定の結果、支援額が変更になったり、支援が停止されたりすることがあります。

なお、家計急変の場合に限らず、本制度においては、学業の基準を満たさないと判定された場合は支援の打ち切りになることがありますので、しっかり学業に励むことが重要です。学校から懲戒処分を受けた場合なども支援の打ち切りになることがあります。

◎手続の時期と内容

時期（例）	手続内容
N月（例：5月）	★家計急変の事由発生（例：5月3日）
N+1～N+3月 （6月～8月）	【学生→大学等】事前相談、申請手続き （例：5/3に事由発生であれば、8/3が申請期限） 【学生等→大学等（→機構）】 ※（N+1月～N+3月）の所得証明等を提出
N+4月 （9月）	【（機構→）大学等→学生等】 認定、結果通知、支援開始
N+7月 （12月）	【学生等→大学等（→機構）】 家計急変現況届等 ※（N+1月～N+6月）の所得証明等を提出 【（機構→）大学等→学生等】 適格認定、結果通知、（要すれば）支援区分変更
N+10月 （3月）	【学生等→大学等（→機構）】 家計急変現況届等 ※（N+1月～N+9月）の所得証明等を提出 【（機構→）大学等→学生等】 適格認定、結果通知、（要すれば）支援区分変更
N+13月 （6月）	【学生等→大学等（→機構）】 家計急変現況届等 ※（N+1月～N+12月）の所得証明等を提出 【（機構→）大学等→学生等】 適格認定、結果通知、（要すれば）支援区分変更
N+25月 （6月）	【学生等→大学等（→機構）】 家計急変現況届等 ※（N+13月～N+24月）の所得証明等を提出 【（機構→）大学等→学生等】 適格認定、結果通知、（要すれば）支援区分変更
平常化	【機構】 <u>マイナンバー情報連携</u> で所得情報を取得し、適格認定 【（機構→）大学等→学生等】

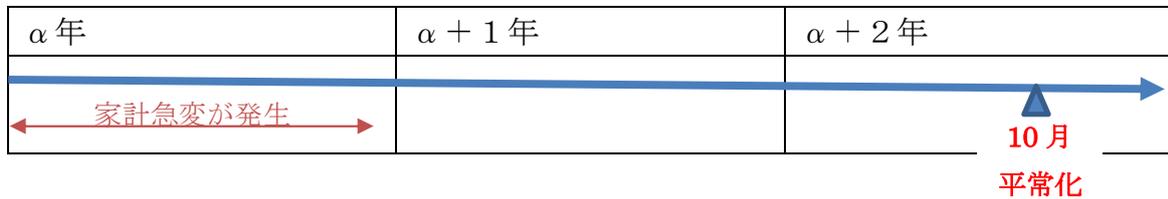
三カ月スパンで確認

平常化までの間、
一年スパンで確認

結果通知、(要すれば) 支援区分変更

(※) 平常化

α 年 1 月から 12 月に家計急変事由が発生した場合、 $\alpha + 2$ 年の 10 月分から平常化し、家計急変により採用された者に特化した手続きは不要となります。



7. 留意事項

(1) 虚偽申告について

申込及び届出において申告した内容に虚偽があるなど不正が判明した場合、それまでに支援した額の最大 1.4 倍の額の返還を求めることがあります。申告内容の正確性を期すようにしてください。

(2) 返還

虚偽申告の場合に限らず、学校から懲戒処分を受けたり、学業成績等が著しく悪いと判定されたりした場合、支援が打ち切りになるだけでなく、それまでに支援を受けた額の全部又は一部の返還等を行うことになる場合があります。

事務連絡

令和元年6月18日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会 御中

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課

高等教育段階の教育費負担軽減に関する新たな制度の実施における
市町村民税情報の提供の円滑化に関する協力依頼について

先般、国会において、「大学等における修学の支援に関する法律」が可決され、成立しました。本法は、意欲ある高校生等が経済的理由で進学をあきらめることがないように、大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減するものであり、本法及び関係法令に基づく、授業料等減免と学資支給（給付型奨学金の支給）の新たな制度（以下「新制度」という。）については、令和2年4月からの実施を予定しています。

新制度の実施に向けて、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）では、来年度に進学を予定している高校生等を対象とした、給付型奨学金の予約採用手続きを、本年6月中旬から始めることとしています。

新制度の対象となるのは、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生等であり、具体的には、別紙1の通り、市町村民税に係る情報により所得に関する要件を規定することとしています。機構は、新制度の申込者（高校生等）からその生計維持者（原則父母）のマイナンバーの提出を求め、これを利用して、機構から市町村に対し、市町村民税に関する情報を照会することとしています。ただし、申込者の生計維持者が事情によりマイナンバーを提出することができない場合や、申込者本人の市町村民税の情報を確認する必要がある場合には、申込者から、所定の項目が記載された課税証明書等の証明書の提出を求めるとしています。

については、新制度の円滑な実施のため、高校生等の手続きに関わる下記の内容につき、各都道府県の市区町村担当課に対して、都道府県内市区町村に対する周知を依頼（指定都市にあっては、貴団体内の市民税担当課に対する周知を）いただくようお願いいたします。

記

- 1 新制度における所得に関する要件（別紙1参照）に該当することの確認にあたっては、申込者から機構に提出されるマイナンバーを利用し、機構から市町村に

対して、市町村民税に関する情報照会を行うこととなっていること。

- 2 申込者の生計維持者が事情によりマイナンバーを提出することができない場合や、申込者本人の市町村民税の情報を確認する必要がある場合には、申込者から機構に対し、市町村民税の所得割に関する下記（イ）～（ト）の項目（マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式 B-002（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報）」における定義によるものとする。）について、課税証明書等の証明書を提出するよう求めていることから、高校生等やその保護者から当該証明書の発行の求めがある場合には、協力していただきたいこと。

- イ) 課税標準額【特定個人情報項目コード TK00000200000810】
- ロ) 調整控除の額【同 TK00000200001020（市町村民税_調整控除額）】
- ハ) 税額調整額【同 TK00000200001090（市町村民税_調整額）】
- ニ) 扶養親族の数【同 TK00000200000570（配偶者控除等）、TK00000200000590（扶養控除一般）、TK00000200000600（扶養控除特定）、TK00000200000610（扶養控除老人）、TK00000200000630（16歳未満扶養親族）】
- ホ) 控除等に係る本人該当区分【同 TK00000200000710（控除対象障害者）、TK00000200000720（控除対象寡婦（寡夫））】
- ヘ) 合計所得金額【同 TK00000200000040】
- ト) 総所得金額等【同 TK00000200000030】

- 3 各市町村における所定の課税証明書等の様式により上記（イ）～（ト）の項目について確認できない場合には、別紙2の「授業料等減免及び学資支給金の支給に係る課税証明書（補足）」またはこれに代わる書面を、所定の課税証明書等とあわせて交付していただきたいこと。

なお、本協力依頼については、総務省自治税務局市町村税課に協議済みであることを申し添えます。

以上

(担当)

文部科学省高等教育局学生・留学生課奨学事業係

電話 03-5253-4111（内線：3051）

E-mail gakushi@mext.go.jp

減免額算定基準額の算定における海外居住者の扱いについて(案)

1. 国内に住所を有しない者に関する取扱い

支援区分の認定のための減免額算定基準額は、市町村民税の所得割の課税標準額等をもとに算定するものであるが、市町村民税の賦課期日(1月1日)に日本国内に住所を有しない者(以下、海外居住者)は、その年度の住民税が課されていないため、適切な減免額算定基準額を計算することができない。

このため、課税標準額等に準ずるものをもって減免額算定基準額を算定することとする。

(施行令第2条第2項ただし書き及び施行規則第19条)

2. 課税標準額等に準ずるもの

下記の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額を「減免額算定基準額」という。

$$\text{算式} \quad \text{市町村民税の所得割の課税標準額} \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除の額} + \text{市町村民税額調整額})$$

ただし、地方税法の市町村民税所得割非課税である者(地方税法第295条第1項各号及び附則第3条の3第4項)に該当する場合は、減免額算定基準額=0とする。

(1) 課税標準額に準ずるもの(施行規則第19条第1号関係)

以下の①から②を控除した額とする。 ※下線部は地方税法の考え方をういて算定。

- ① 合計所得金額に準ずるもの: 以下(ア)(イ)(ウ)を合算した額とする。
- (ア) 給与収入金額(控除前) - 給与所得控除額に相当する額
- (イ) 公的年金等収入金額(控除前) - 公的年金等控除額に相当する額
- (ウ) 給与及び年金以外の各所得(経費等控除後。負の値は0とする)の合算額

前年1月1日から12月31日の間の各収入金額等について、申込者等からの申告を求め、提出された証明書により確認する。

- ② 所得控除額に準ずるもの: 以下(ア)(イ)を合算した額とする。

- (ア) 人的控除の額に準ずるもの(世帯構成等に関する申込者等からの申告に基づき、地方税法の考え方をういて、基礎控除、配偶者(特別)控除、扶養控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除及び勤労学生控除に相当するものについて、それぞれ算定し合算したもの。)
- (イ) 社会保険料控除の額に準ずるもの: ①(ア)(イ)(ウ)の所得を合算した額の15%とする。

(2) 調整控除の額及び税額調整額に準ずるもの(施行規則第19条第2号関係)

地方税法の考え方をういて、調整控除の額及び税額調整額に相当するものをそれぞれ算定する。この際、(1)①を同法における「合計所得金額」及び「総所得金額等」とみなし、(1)②(ア)をそれぞれ同法における人的控除とみなすこととする。

(3) 非課税である者に準ずるもの

(施行規則第19条柱書「(同項本文に規定する～零)」関係)

地方税法の考え方をういて、非課税である者に相当するものに該当するか否かを判断し、該当する場合は減免額算定基準額を0(零)とする。この判断に際し必要となる、合計所得金額、総所得金額等、人的控除の額、調整控除の額、税額調整額に相当する額については、(1)及び(2)で算定したものをういる。

※海外居住者は生活扶助を受給しないため、地方税法第295条第1項第1号については、勘案しない。

※「施行令」とは、大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第49号)をいう。

※「施行規則」とは、大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第6号)をいう。

※施行規則については、改正(令和元年12月19日に意見公募手続きを終了)により条項等が見直される予定である。

減免額算定基準額の算定における、家計が急変した学生等の扱いについて(案)

1. 生計維持者の死亡、災害等により緊急に支援が必要となった者に係る支給額算定基準額の算定に関する取扱い

支援区分の認定のための減免額算定基準額は、市町村民税の所得割の課税標準額等をもとに算定するものであるが、生計維持者の死亡、災害等により家計に急変(以下、家計急変)が生じた者は、家計急変が生じた年度及びその次年度の住民税が家計急変前の収入を含めた年収を基に課されているため、これにより減免額算定基準額を算出すると、家計急変後の状況が反映されず、実態との乖離が生じる。

このため、課税標準額等に準ずるものをもって減免額算定基準額を算出することとする。 (施行令第2条第2項ただし書き及び施行規則第19条第1項第2号)
 ※家計急変事由が発生していない生計維持者や申請者本人については、通常通り減免額算定基準額を算出する。

2. 課税標準額等に準ずるもの

下記の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額を「減免額算定基準額」という。

$$\text{算式} \quad \text{市町村民税の所得割の課税標準額}^{(1)} \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除の額} + \text{市町村民税額調整額})^{(2)}$$

ただし、地方税法の市町村民税所得割非課税である者(地方税法第295条第1項各号及び附則第3条の3第4項)⁽³⁾に該当する場合は、減免額算定基準額=0(零)とする。

(1) 課税標準額に準ずるもの(施行規則第19条第2項第1号関係)

以下の①から②を控除した額とする。

- ①合計所得金額に準ずるもの: 以下(ア)(イ)(ウ)を合算した額とする。
 (ア) 給与収入金額※(控除前) - 給与所得控除額に相当する額
 (イ) 公的年金等収入金額※(控除前) - 公的年金等控除額に相当する額
 (ウ) 給与及び年金以外の各所得※(経費等控除後。負の値は0とする)の合算額

※これらについて、提出された収入を証明する書類が、家計急変の事由発生後 nヶ月分であれば、その合算額に12/nを乗じることにより年収(年間所得)に換算する。

②所得控除額に準ずるもの: 以下(ア)(イ)を合算した額とする。

(ア) 人的控除の額に準ずるもの(申込者等からの申告又はマイナンバーを用いた情報連携により取得した世帯構成等に関する情報に基づき、基礎控除、配偶者(特別控除、扶養控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除及び勤労学生控除に相当するものについて、それぞれ算定し合算したもの。)

(イ) 社会保険料控除の額に準ずるもの: ①(ア)(イ)(ウ)の所得を合算した額の15%とする。

(2) 調整控除の額及び税額調整額に準ずるもの

(施行規則第19条第2項第2号関係)

申込者等からの申告又は課税証明書等により確認できる、直近の調整控除額及び調整額を、調整控除の額及び税額調整額に準ずるものとする。

(3) 非課税である者に準ずるもの

(施行規則第19条第2項柱書「同項本文に規定する～零」関係)

地方税法の考え方を用いて、非課税である者に相当するものに該当するか否かを判断し、該当する場合は減免額算定基準額を0(零)とする。この判断に際し必要となる、合計所得金額、総所得金額等に相当する額については(1)で算定したのを用い、扶養親族の数については申込者等からの申告又は課税証明書等により確認できる情報を用いる。

※減免額算定基準額は、家計急変の事由発生から十五カ月を経過するまでは原則として三カ月ごとに見直すこととする。その際の計算方法は上記2. (1)～(3)に準ずる。

※「施行令」とは、大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第49号)をいう。

※「施行規則」とは、大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第6号)をいう。

※施行規則については、改正(令和元年12月19日に意見公募手続きを終了)により条項等が見直される予定である。

減免額算定基準額の算定における、進学のために本人が離職した場合の扱いについて(案)

1. 進学のために離職した者に関する取扱い

支援区分の認定のための減免額算定基準額は、市町村民税の所得割の課税標準額等をもとに算定するものであるが、入学する(した)前年度の住民税が離職前の収入を含めた年収を基に課されているため、これを基に減免額算定基準額を算定すれば、本人が確認大学等に入学するために離職することにより世帯収入の減少が見込まれる場合に、実態との乖離が生じる。

このため、課税標準額等に準ずるものをもって減免額算定基準額を算定することとする。

(施行令第2条第2項ただし書き及び施行規則第19条)

2. 課税標準額等に準ずるもの

下記の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額を「減免額算定基準額」という。

$$\text{算式} \quad \text{市町村民税の所得割の課税標準額}^{(1)} \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除の額} + \text{市町村民税額調整額})^{(2)}$$

ただし、地方税法の市町村民税所得割非課税である者(地方税法第295条第1項各号及び附則第3条の3第4項)に該当する場合は、上記算式により算出される額は0(零)とする。

次の条件①及び②をいずれも満たす場合

- ① 確認大学等に入学した日前1年以内に離職する予定(した)であること
- ② 離職する日の属する年度又はその翌年度の住民税が課税されていること

学生等本人については、(1)及び(2)の額を0(零)とみなす。

- (1)課税標準額に準ずるもの
(施行規則第19条第1号関係)
- (2)調整控除の額及び税額調整額に準ずるもの
(施行規則第19条第2号関係)

※上記取扱いは、認定時の収入基準の審査(入学から1年半経過後に行うものを除く)、入学年度の適格認定(経済)においてのみ適用する。

※「施行令」とは、大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第49号)をいう。

※「施行規則」とは、大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第6号)をいう。

※施行規則については、改正(令和元年12月19日に意見公募手続きを終了)により条項等が見直される予定である。